

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正の主な改正点について（案）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

- 「豚熱清浄化ロードマップ」の策定・公表及び「豚熱清浄化ロードマップ」に基づく各種目標について記載
- 選択的殺処分の導入等に係る家畜伝染病予防法の改正が行われる旨及び将来の清浄化のために引き続き飼養衛生管理の徹底等の発生予防及びまん延防止に万全を期することが重要である旨追記。

第 1 基本方針

- 選択的殺処分の導入を踏まえ、ワクチン接種区域における防疫措置について追記

第 2 - 1 平時からの取組

- 都道府県が飼養衛生管理基準を遵守するよう指導等を行う際に、飼養衛生管理等支援システム等を活用するよう記載
- 平時からの豚等の所有者の取組を追記

第 2 - 2 発生に備えた体制の構築・強化

- 農林水産省の取組に、民間事業者のリストアップを行うよう記載
- 都道府県の取組に、動員計画等の策定に当たり民間事業者の活用を検討するよう記載

第 3 - 1

- 抗体保有状況調査はワクチン非接種区域において実施する旨明確化。

第 3 - 2

- 予防的ワクチン接種の対象家畜からの除外について、都道府県が農林水産省に行く高度な隔離・監視下にある豚等についての確認を廃止し、試験研究用の豚等について外部環境から隔離されていること等について都道府県が確認した旨を農林水産省に届け出るよう記載
- ワクチンの管理に当たって、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の使用済みワクチンの確認を必須の取組から削除

- 予防的ワクチン接種に係る免疫付与状況確認検査結果の取扱いについて、抗体陽性率が80%に満たなかった際の農林水産省への事前の追加接種協議を廃止し、少なくとも1年以内に事後報告するよう記載

第4

- 陽性判定時に備えた準備として、ワクチン接種区域において、都道府県は、通報元農場における豚等の飼養状況、ワクチン接種状況、畜舎間の移動履歴等についても把握するよう記載
- ワクチン接種後30日以内の豚等の病性鑑定を行う場合の遺伝子検出検査における陽性確認時にワクチン由来と判断するための要件を明確化するとともに都道府県が判断するよう記載

第5及び第6

- 実質的な内容の変更なし。

第7 発生農場等における防疫措置

- 第7-1としてワクチン非接種区域の発生農場等における防疫措置を、第7-2としてワクチン接種区域の発生農場等における防疫措置をそれぞれ記載

第7-2の主な記載事項

- ・ 患畜のと殺について
- ・ 殺処分命令を行う対象
- ・ 拡散状況確認検査
- ・ 死体及び汚染物品の処理
- ・ 畜舎等の消毒
- ・ 緊急ワクチン接種
- ・ 監視プログラム

第8～第15

- 内容の変更なし。